観音寺市

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 利用の手引き





目次

1	観音寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは・・・・1	
2	パートナーシップ宣誓制度の宣誓ができる方・・・・・・・・・2	
3	ファミリーシップの宣誓を行うとき・・・・・・・・・・・・3	
4	宣誓の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1) 宣誓希望日の予約・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2) パートナーシップ宣誓・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3)宣誓に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(4) 宣誓書受領証・受領カードの交付・・・・・・・・・・・6	
	(5) 宣誓書受領証の再交付・変更・返還等・・・・・・・・・6	
	①受領証の再交付・・・・・・・・・・・・・・・・6	
	②宣誓書記載事項の変更・・・・・・・・・・・・・・	
	③宣誓書受領証等の返還・・・・・・・・・・・・・・・・	
	④宣誓 B 文 関 配 子 の と 及 と ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	⑤無効となる宣誓・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	自治体間連携ネットワーク・・・・・・・・・・・・・・・	
J	— * * * - * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
	(2) 観音寺市に転入する場合・・・・・・・・・・・8	
	①宣誓希望日の予約・・・・・・・・・・・・・・8	
	②宣誓継続申告・・・・・・・・・・・・・・・8	
	③宣誓書受領証・受領カードの交付・・・・・・・・・・・・9	
	④宣誓継続申告に必要な書類・・・・・・・・・・9	
	⑤連携している転出元自治体に通知・・・・・・・・・9	
	(3) 観音寺市から転出する場合・・・・・・・・・・・9	
	①連携している自治体への転出の場合・・・・・・・・・9	
	②連携していない自治体への転出の場合・・・・・・・・・9	
6	本市で受けられる行政サービス一覧・・・・・・・・・・10	
7	Q&A • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	

1 観音寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ宣誓制度は、お互いを人生のパートナーとし、日常の生活において対等な立場で、相互に責任をもって協力している又は協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティ(LGBTQ等)である二人が、市長に対してパートナーであることを宣誓し、市が宣誓書受領証等を交付する制度です。また、ファミリーシップ宣誓制度は、パートナーシップ宣誓をする方の子や父母などと、家族として協力している又は協力し合うことを併せて宣誓する制度です。

本市では要綱により、市政の中で運用するものであり、法律上の効果(婚姻、相続、税金の控除等)が生じるものではありませんが、お二人の思いを尊重するとともに、お二人が自分らしく、いきいきと生活されることを観音寺市として応援するものです。

さらに、この制度を通じて性の多様性への市民の理解が深まることで、差別や 偏見の解消につながることも期待しています。



こころの性

する性 (性的指向)

自分が認識している性(性自認)

表現する性

自分が表現する性別 (服装や髪形など)

社会的・文化的な性 社会や文化が求める 性別に応じた行動 (男らしさ、女らしさ) Transgender トランスジェンダー 体と心の性が 一致しない人 Questioning クエスチョニング 自分の性が決められない Queer クィア 性的少数者の人全て

Xgender(エックスジェンダー・男女の枠にとらわれない人)、Asexual (アセクシュアル・恋愛感情を抱かない人) も存在します。また、これらの分類が全てではなく、多様であることから「LGBTQ+ (プラス)」と表現されることもあります。

2 パートナーシップ宣誓制度の宣誓ができる方

①成年に達していること

・双方とも年齢は 18 歳以上の方。

②観音寺市民であること、又は転入予定者であること

- 市内に住所を有しているか、転入を予定している方。
- 転入予定の方は宣誓書に転入予定日を記載してください。また、宣誓日から3か月以内に住民票の写し等を提出してください。

③配偶者がいないこと

戸籍抄本等で確認します。

④宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと

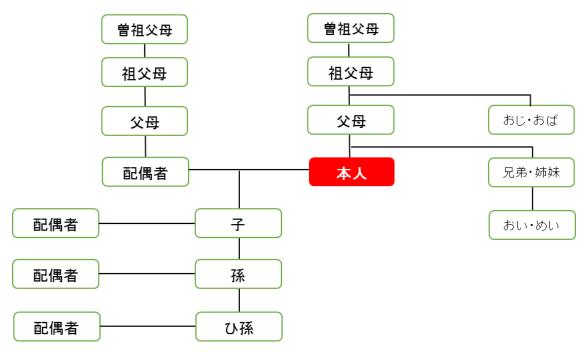
• 同様の制度を実施している他の自治体等で、宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓や登録を行っている方は、観音寺市において宣誓することはできません。

⑤宣誓者同士の関係が近親者でないこと

• 民法の規定により、婚姻できない関係にある方(三親等以内の親族)とは 宣誓することができません。

三親等の範囲

(パートナーシップの宣誓ができない方)



3 ファミリーシップの宣誓を行うとき

①パートナーシップにある者以外の者とファミリーシップの関係にないこと

②ファミリーシップ対象者と、同居又は生計が同一であること。ただし、 未成年の子(養育義務があるため)はパートナーシップにある者の一方又 は双方と生計が同一であること

本制度について、予めお子様等へ制度を丁寧にご説明いただいたうえで、お子様等が 15 歳以上で自書できる場合には、宣誓書のファミリーシップ対象者氏名欄に自書による署名をお願いします。

4 宣誓の流れ

(1)宣誓希望日の予約

宣誓を希望する日の7日前までに、電話、メール、来所のいずれかで次の連絡先に予約をお願いします。

宣誓の日時・場所の調整と必要書類の確認を行います。

予約受付は、祝日・年末年始を除く月曜から金曜、午前8時30分から午後5時15分までです。メールは24時間受け付けますが、受付時間外に届いたものは、翌時間内に連絡します。

観音寺市市民部人権課 ☎ 0875-23-3928

E-mail: jinken@city.kanonji.lg.jp

(2) パートナーシップ宣誓(観音寺市市民部人権課 ※本庁 2 階 25 番窓口) 予約した日時にお二人で市民部人権課にお越しください。

職員の立ち合いのもと、宣誓書に記入し、必要書類(住民票の写し・戸籍抄本等)を添えて市に提出してください。(ファミリーシップ宣誓は、子や親等を宣誓書に記載することで、併せて宣誓することができます。)

対応時間は、祝日・年末年始を除く月曜から金曜、午前9時から午後5時までです。

※宣誓は、プライバシーに配慮し、原則個室で行います。

※所要時間:1時間程度

宣誓書受領証等は、後日交付となります。

(3)宣誓に必要な書類

- ① 観音寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号)
 - 用紙は市民部人権課にてご用意できますが、ファミリーシップの宣誓も 行う場合には、予めお子様等へ制度を説明いただき、お子様等が自書で きる場合は署名をいただく必要があります。宣誓日までにご用意くださ い。観音寺市ホームページからダウンロードいただけます。
 - ・ファミリーシップの対象者以外は、<u>宣誓日当日にご記入いただきますの</u> で、未記入のままお持ちください。
 - 裏面もよくご確認ください。

② 住民票の写しなど(住所を確認できる書類)

- 一人1通の提出をお願いします(同一世帯の場合は、二人1通で可)。
- ・宣誓日以前3か月以内に交付されたものに限ります。

- 本籍地、住民票コード、個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。
- 転入予定の方は、転入後すみやかに提出してください。
- ・ファミリーシップの宣誓を行う場合は、子等についてもそれぞれ1通提出してください(同一世帯の場合は、子等を含めた写しを取得してください。)。

③ 戸籍抄本または、独身証明書など、婚姻をしていないことを確認できる 書類

- 配偶者がいないこと、子や親等との関係がわかる戸籍抄本
- 外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等、独身が証明できる書類に日本語訳を添付してください。
- ・宣誓日以前3か月以内に交付されたものに限ります。
- ・ファミリーシップの宣誓を行う場合は、子等についてもそれぞれ1通提出してください(同一戸籍の場合は、子等を含めた謄本を取得してください。)。

④本人確認ができる書類

【1枚の提示で足りるもの(例)】

- ・個人番号カード(マイナンバーカード)
- 旅券 (パスポート)
- 運転免許証
- 障害者手帳
- 在留カードまたは特別永住者証明書
- ・その他、官公庁が発行した免許証等で顔 写真があるもの

【2枚の提示が必要なもの(例)】

- 各種健康保険の資格確認書
- 介護保険証
- 年金手帳(年金証書)
- その他、官公庁が発行した免許証等で顔 写真がないもの

※有効期限があるものは、有効期限内のものに限ります。

(4) 宣誓書受領証・受領カードの交付

受領証交付日に市民部人権課にお越しください。

本人確認のうえ、受領証等を交付します。

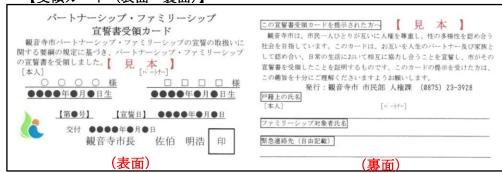
【宣誓書受領証(表面)】



【宣誓書受領証(裏面)】

「の場合に、ないったかには当する場合には、市長に届け出ること。 2 宣審は、次のいでれかに該当する場合には、市長に届け出ること。 2 宣審をか一かが果にした場合 3 宣称かーかが果にした場合 3 宣称かーかが果にした場合 3 宣称かーかが果にした場合 4) その他要編第3条に該当しなくなった場合 3 上記2 (1) から (4) までのいずれかに該当した場合には、この受領証及び受領を一を市長に設置すること。 本作名を使用した宣解について 「下降上の名前」 本作名:	の動に従って使用すること。 2 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合には、市我に届け出ること。 (1) 当事者のの意思によりハートナーシップが構而された場合 (2) 当事者の一力が死亡にた場合 (3) 宣音者の一分が死亡にた場合 (4) その他要綱官・私に選出しなくなった場合 3 上記2 (1) から (4) までのいずれかに該当した場合には、この受領証及び受領カーと記2 (1) から (4) までのいずれかに該当した場合には、この受領証及び受領カーを由我に返還すること。 歴発名を使用した宣誓について 以下に戸籍上の氏名 (外別人等の場合は、これに挙するもの) を記載します。 通作名: (戸籍上の名前) 通作名: (戸籍上の名前) 通作名: (戸籍上の名前) 通作名: (戸籍上の名前) 通作名: (戸籍上の名前)	注意事項	【 見 本 】 村パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要
(1) 当事者の連想によりベートナーシップが解消された場合 (2) 当事者の・万が既亡に場合 (3) 宣誓者の・力が報出した宣誓者の取下げを希望する場合 (4) その無理綱等3条に該当しなくなった場合 よ 上記と(1) から (4) までのいずれかに該当した場合には、この受領証及び受領カーを申れに返達すること。	(1) 当事者の意思によりペートナーシップが解消された場合 (2) 当事者の一方状化した場合 (3) 宣誓者の一力が報出した宣誓者の取下げを希望する場合 (4) その機能調賞事業に該当しなくなった場合 よ 上記と (1) から (4) までのいずれかに該当した場合には、この受領証及び受領カーを申れに返謝すること。		
(2) 当事者の一力が現在した場合 (3) 宣誓者の一力が現在した場合 (4) での職業研究を指する場合 (4) その職業研究を注意したくなった場合 3 上記2 (1) から (4) までのいずれかに該当した場合には、この受領証及び受損カーを申れに返産すること。	(2) 当事者の一力が現在した場合 (3) 宣客者の一力が現在した場合 (4) その他無理事業を批選したななった場合 3 上記2 (1) から (4) までのいずれかに該当した場合には、この受領証及び受債の を市北に返産すること。	2 宣誓者は、次のいずれ;	かに該当する場合には、市長に届け出ること。
(3) 宣誓者の一分契担に上京署書の取下する意守を助命 (4) その他要撰第3条に該当立なくなった場合 よ 上記2 (1) から (4) までの・デわかに該当した場合には、この受領証及び受領カーを申載に返達すること。	(3) 宣誓者の一分外報出した宣誓者の取下する他でも明ら (4) その他要阐述る本に該当しなくなった場合 3 上記2 (1) から (4) までの・中北かに該当した場合には、この受領証及び受領カーを申北に返害すること。	(1) 当事者の意思により	パートナーシップが解消された場合
(4) その他展開第3条に該当しなくなった場合 3 上記(1)から(4)までの"守わかに該当した場合には、この受領証及び受領の を作者に返産すること 画作名を使用した策能について 以下に戸籍上のた名(外部人等の場合は、これに準するもの)を記載します。 通作名: (戸籍上の名前) 通作名: (戸籍上の名前) 通作名: (戸籍上の名前) 通作名: (戸籍上の名前)	(4) その他展開第3条に該当しなくなった場合 3 上記2 (1) から (4) までのいずれかに該当した場合には、この受額証及び受領かった相対に返害すること 画作名を使用した策能について 以下に戸籍上の氏名 (外別人等の場合は、これに準するもの) を記載します。 通作名: (戸籍上の名前) 通作名: (戸籍上の名前) 通作名: (戸籍上の名前) 通作名: (戸籍上の名前)		
3 上記2 (1) から (4) までのいずれかに該当した場合には、この受領証及び受領の を市長に返産すること。 藤参名を使用した宣信について 以下に戸海上の北名 (外国人等の場合は、これに伴するもの) を記載します。 連整名: (戸海上の名前) 連整名: (戸海上の名前) 連整名: (戸海上の名前) 連整名: (戸海上の名前) 連整名: (戸海上の名前)	3 上記2 (1) から (4) までのいずれかに該当した場合には、この受額証及び受債か を市長に返還すること。 適等名を使用した宣誓について 以下に戸庫上の比名 (分部人等の場合は、これに伴するもの) を記載します。 適性名: (戸郷上の名前) 適性名: (戸郷上の名前) 適性名: (戸郷上の名前) 適性名: (戸郷上の名前) 適性名: (戸郷上の名前)		
を市長に返復すること。 通称名を使用した宣称について 以下に戸籍上の北名(外部人等の場合は、これに選するもの)を記載します。 通称名: (戸籍上の名前) 通称名: (戸籍上の名前) 通称名: (戸籍上の名前) 通称名: (戸籍上の名前) 通称名: (戸籍上の名前)	を市長に返復すること。 通称名を使用した宣称について 以下に戸番上の氏名(外国人等の場合は、これに準するもの)を記載します。 通称名: (戸霧上の名前) 通称名: (戸霧上の名前) 通称名: (戸霧上の名前) 通称名: (戸霧上の名前) 通称名: (戸霧上の名前)		
 通称名を使用した宣誓について 以下に戸屋上のた名 (分類人等の場合は、これに揮するもの)を記載します。 通称名: (戸屋上の名前) 通称名: (戸屋上の名前) 通称名: (戸屋上の名前) 通称名: (戸屋上の名前) 通称名: (戸屋上の名前) 	通称名を使用した質質について		までのいずれかに該当した場合には、この受領証及び受領カー
以下に戸籍上の氏名 (外間人等の場合は、これに伴するもの) を記載します。 通称名: (戸籍上の名前) 通称名: (戸籍上の名前) 通称名: (戸籍上の名前) 通称名: (戸籍上の名前) 通称名: (戸籍上の名前)	以下に戸籍上の氏名 (外側人等の場合は、これに乗するもの) を記載します。 通称名: (戸籍上の名前) 通称名: (戸籍上の名前) 通称名: (戸籍上の名前) 通称名: (戸籍上の名前) 通称名: (戸籍上の名前)	を市長に返還すること。	
以下に戸籍上の氏名 (外間人等の場合は、これに係ずるもの) を記載します。 通称名: (戸籍上の名前) 通称名: (戸籍上の名前) 通称名: (戸籍上の名前) 通称名: (戸籍上の名前) 通称名: (戸籍上の名前)	以下に戸籍上の氏名 (外側人等の場合は、これに乗するもの) を記載します。 通称名: (戸籍上の名前) 通称名: (戸籍上の名前) 通称名: (戸籍上の名前) 通称名: (戸籍上の名前) 通称名: (戸籍上の名前)	Total a sign of the last of th	
通作名: (27個上の名前) 通作名: (27個上の名前) 通作名: (27個上の名前) 通作名: (27個上の名前) 通作名: (27個上の名前) 通作名: (27個上の名前)	通称名: (P曜上の名前) 通称名: (P『曜上の名前) 通称名: (P『曜上の名前) 通称名: (P『曜上の名前) 通称名: (P曜上の名前) 通称名: (P『曜上の名前)	And the second s	
連作名: (P ² 程上の名前) 連作名: (P ² 程上の名前) 連作名: (P ² 程上の名前) 連作名: (P ² 程上の名前) 連作名: (P ² 程上の名前)	連作名: ((**軽上の名前) 連作名: ((**軽上の名前) 連作名: ((**軽上の名前) 連作名: ((**軽上の名前) 連作名: ((**軽上の名前)		
連転名: (P ² 概上の名前) 連転名: (P ² 版上の名前) 連転名: (P ² 版上の名前) 連転名: (P ² 版上の名前)	連称名: (P ² 程上の名前) 連称名: (P ² 程上の名前) 連称名: (P ² 程上の名前)	ARTY-SI .	(/- mg ± 50-40 H)/
連作名: (P ² 概上の名前) 連作名: (P ² 概上の名前) 連作名: (P ² 概上の名前)	連作名: (P種上の名前) 連作名: (P種上の名前) 連作名: (P種上の名前)	通称名:	(戸籍上の名前)
適作名: (戸郷上の名前) 適作名: (戸郷上の名前)	通作名: (戸葭上の名前) 通作名: (戸葭上の名前)	通称名:	(戸籍上の名前)
適作名: (戸郷上の名前) 適作名: (戸郷上の名前)	通作名: (戸葭上の名前) 通作名: (戸葭上の名前)	添 44. 夕。	/ PM 800 12-00 AF WEY)
通幹名: (戸籍上の名前)	通幹名: (戸籍上の名前)	MITTER .	(/- Mg. E. 60-40 HU)
		通称名:	(戸籍上の名前)
特記事項	[bh pl. 18-24]	通称名:	(戸籍上の名前)
tenninal		特記事項	
		Control of the Contro	

【受領カード (表面・裏面)】



(5) 宣誓書受領証の再交付・変更・返還等

① 受領証等の再交付

紛失や汚損などによりパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領 証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣 誓書受領証等再交付申請書(様式第4号)を提出してください。

汚損等の場合は、既に発行している受領証等と引き換えとなりますので、 忘れずお持ちください。

※再交付後、紛失した受領証等を発見した場合は、すみやかに返還してください。

② 宣誓書記載事項の変更

住所や氏名の変更などにより、宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届出書(様式第5号)を提出してください。

ファミリーシップ対象者にかかる変更届は、パートナーシップ双方からの届出としてください。

- ※変更内容が確認できる書類を一緒に提出してください。
- ※宣誓書受領証及び受領カードをご持参ください。

③ 宣誓書受領証等の返還

次に該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領 証等返還届出書(様式第6号)を提出し、受領証等を返還してください。

- ◆パートナーシップを解消した
- ◆宣誓者の一方が死亡した
- ◆宣誓者の一方が提出した宣誓書の取下げを希望
- ◆一方又は双方が市外に転出した
- ◆一方又は双方が要件に該当しなくなった など

④ 宣誓に関する申立

ファミリーシップ対象者が宣誓書受領証及び受領カードに記載された 氏名を削除する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関す る申立書(様式第7号)を提出し、受領証等を返還してください。

⑤ 無効となる宣誓

次の場合には、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を無効とします。また、無効となった宣誓の宣誓書受領証・受領カードは返還してください。

- ◆申請の内容に虚偽があったとき
- ◆要綱第3条に掲げる要件に該当しなくなったとき
- ※当事者間にパートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がない とき
- ※転入予定で宣誓している場合、宣誓日から3か月以内に市内への転入届 (パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届出書(様式第 5号))の提出がされなかったとき

虚偽の宣誓を行った場合や要件に反している場合などは、無効とした宣誓書受領証の交付番号を公表する場合があります。

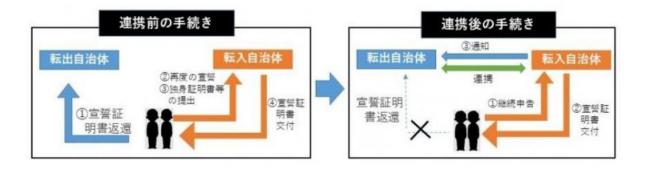
5 自治体間連携ネットワーク

2025年10月1日より「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入し、制度を利用されている方のネットワーク加入自治体間での転出・転入に係る手続きの負担の軽減に取り組んでいます。

(1)連携自治体について

連携自治体については、香川県のホームページをご確認ください。 パートナーシップ宣誓制度導入市町について〈外部リンク〉 https://www.pref.kagawa.lg.jp/dowaseisaku/lgbt/20210422.html

(2) 観音寺市に転入する場合



① 宣誓希望日の予約

宣誓を希望する日の7日前までに、電話、メール、来所のいずれかで次 の連絡先に予約をお願いします。

宣誓の日時・場所の調整と必要書類の確認を行います。

予約受付は、祝日・年末年始を除く月曜から金曜、午前8時30分から午後5時15分までです。メールは24時間受け付けますが、受付時間外に届いたものは、翌時間内に連絡します。

観音寺市市民部人権課 **2** 0875-23-3928 E-mail: iinken@city.kanonii.lg.ip

② 宣誓継続申告

予約した日時にお二人で市民部人権課(本庁2階25番窓口)にお越しください。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書に必要書類を添えて市に提出してください。

③ 宣誓書受領証・受領カードの交付

要件を満たしている場合、受領書交付日に市民部人権課にお越しください。本人確認のうえ、受領証等を交付します。

④ 宣誓継続申告に必要な書類

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書(様式第8号)
- 住民票の写し等(3ヶ月以内に交付されたもの)
- ・本人確認ができる書類(※本人確認書類の具体例は、<u>5ページ ④本人</u> 確認ができる書類」をご確認ください。
- 連携している転出先自治体で発行された証明書等
- ・通称名を希望される方は、日常生活で通称名を使用していることがわかる書類

⑤ 連携している転出元自治体に通知

観音寺市が宣誓書受領証を交付した旨を、連携している転出元自治体に通知します。

(3) 観音寺市から転出する場合

① 連携している自治体への転出の場合

観音寺市に宣誓書受領証等を返還する必要はありません。 転出先の自治体における宣誓書受領証等の交付手続きは、転出先の自治 体のホームページ等でご確認ください。

② 連携していない自治体への転出の場合

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届出書(様式第6号)を提出し、受領証等を返還してください。

6 本市で受けられる行政サービス一覧(2025.4.1 現在)

サービス名	サービス内容	担当課
市営住宅の入居申込等	市営住宅の申込みの際に、パートナーシップ宣誓を行ったパートナーを事実上の婚姻関係がある者として申請することができる。また、パートナー等を同居者として認めることができる。	都市整備課
放課後児童クラブに係る手続き	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った子について、パートナーシップ宣誓者がその子を養育している状態であれば、保護者として手続きをすることができる。	子育て支援課
幼稚園・保育所の入園・入所 に係る手続き	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った子について、パートナーシップ宣誓者がその子を養育している状態であれば、保護者として手続きをすることができる。	子育て支援課
母子健康手帳の交付	妊娠届をパートナーシップ宣誓を行った妊婦本人に代わって配偶者と同様に代理申請することができる。	健康増進課
市職員の特別休暇	パートナーシップ宣誓を行っ た職員は、結婚休暇を取得す ることができる。	秘書課



Q1 パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度の違いは何ですか。

婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利 や税金の控除、親族の扶養義務等、様々な権利・義務が発生します。

一方、観音寺市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づいて行われるものであり、婚姻のような法的な効力はありません。また、宣誓を行うことにより、 戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q2 宣誓は同性カップルしかできないのですか。

広く多様性に配慮することを念頭にパートナーシップ宣誓制度を創設した結果、同性カップルに限らず、トランスジェンダーの方々など異性間のカップルであっても宣誓できます。戸籍上の性別は問いません。

※異性間カップルの事実婚については、本制度が性的少数者支援の一環として行うものであるため、宣誓するお二人又はお一人が性的少数者である必要があります。

Q3 観音寺市に住んでいなくても宣誓をすることはできますか。

市の要綱に基づき独自に行われるものであるため、お二人がともに観音寺市 に住んでいる(同居の必要はありません)ことが必要です。現在、一方又は双方 が市外に住所を有している場合も、転入を予定している方であれば宣誓できま す。

なお、転入予定で宣誓する場合は、宣誓後3か月以内に、市内へ転入したことを証明する住民票の写し等(住民票記載事項証明書又は戸籍の附票も可)の提出が必要です。

Q4 パートナー等と同居していないと宣誓できませんか。

お二人がともに観音寺市に住所があるか、3か月以内に観音寺市に転入する 予定であれば、必ずしも同居している必要はありません。また、ファミリーシップの対象となる子等については、同居若しくは生計が同一であることを要件と しているため、市外在住でも可能です。

Q5 ファミリーシップの対象者はどのような関係の方ですか。

パートナーシップにあるお二人の子や親など近親者の方でどちらか一方と同居又は生計が同一の方となります。同居若しくは生計が同一であることが確認

できる書類の提出をお願いします。また、特別な事情がある場合は、ご相談ください。

Q6 通称名は使用できますか。

性別違和等の理由により、市長が認める場合は通称名を使用することができます。なお、その際は通称名を日常的に使用していることが分かる書類(郵便物や社員証等)の写しを提出してください。また、通称名を使用した場合は、交付する宣誓書受領証の裏面の特記事項欄に戸籍上の氏名を記載します。

Q7 代理で宣誓してもらうことは可能ですか。

代理での宣誓はできません。必ず、宣誓者のお二人がそろって窓口にお越しく ださい。

なお、宣誓書に自署いただくことが原則ですが、何らかの理由により自署できない場合は、なお二人の立会い下、他の方による代筆は可能です。

Q8 宣誓書受領証等は即日交付されますか。

宣誓要件や提出書類等の確認を行うため、一週間程度お時間をいただきます。 宣誓書受領証・受領カードについては、交付日に市民部人権課にお越しください。 本人確認のうえ、受領証等を交付します。

Q9 宣誓書受領証等を紛失したときは再交付できますか。

宣誓書受領証・受領カードの紛失やき損、氏名変更などの事情により、再交付を希望される場合には、申請書に基づき、宣誓書受領証・受領カードを再交付します。その場合も、事前に電話、メールでご予約ください。

Q10 関係を解消した場合はどうしたらいいですか。

パートナーシップを解消した場合は、宣誓書受領証・受領カードを添えて返還届を提出してください。

Q11 どのようなときに宣誓書受領証等を返還しなければいけないですか。

パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、一方又は双方がパートナーシップ制度自治体連携ネットワークに加入していない自治体へ転出したなどのときは、返還届を提出し、宣誓書受領証・受領カードを返還していただきます。ただし、当事者の一方が転勤や親族の疾病、その他やむを得ない事情により、一時的に転出する場合を除きます。

Q12 成りすましや偽造等の悪用はされませんか。

市が宣誓を受ける際には、住民票の写し等や現に婚姻をしていないことを証明する書類と本人確認を行うため運転免許証等の提示を求めることで、成りすまし等の悪用を防止します。なお、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証・受領カードを虚偽等により交付を受けたこと、また、不正に利用したことが判明したとき(偽造等も含む。)は、当該パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を取り消し、宣誓書受領証・受領カードを返還していただきます。

Q13 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか。

この制度は、観音寺市がお二人のパートナーシップの関係を認め尊重することで、当時者が抱えるさまざまな不安や困難を軽減する一つの手段になることをめざしています。また、本制度の導入により、多様性への社会的理解が広がり、LGBTなど性的少数者に対する偏見や差別の解消につながることも期待しています。

Q14 なぜ、転入予定でも宣誓できるのですか。

観音寺市へ転入し、パートナーと共同生活することを予定している方が、住居等の準備を整えるために必要な場合を想定しているためです。

Q15 制度利用に際し、プライバシーは守られますか。

宣誓される当事者のプライバシー保護の観点から、個室スペースで宣誓を行っていただくことが可能です。

事前予約の際にお申し出ください。また、提出書類や記載内容等の個人情報は必ず守られます。

Q16 養子縁組していると宣誓できませんか。

パートナーシップにあるお二人が、さまざまな事情により婚姻を選択しない 現状を考慮し、養子と養親の関係にある場合でもパートナーシップ宣誓ができ ることとしました。

Q17 宣誓書受領証や受領カードはどのような使い道がありますか。

法律上の権利や義務が発生するものではありませんが、宣誓したお二人の関係性を記載した公的書類として、観音寺市における市営住宅の申込み等の際の手続きで利用可能です。また、民間では医療機関での家族としての対応、携帯電話の家族割、生命保険金の受取人の適用などで活用が期待されます。

【問い合わせ】観音寺市市民部人権課

住所: **〒**768-8601

観音寺市坂本町一丁目1番1号

電話:0875-23-3928 FAX:0875-23-3954

メール: jinken@city.kanonji.lg.jp